

8 主権者教育

1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- (1) 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- (2) 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- (3) 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- (4) 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するということではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうような留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- (1) 正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- (2) 学習したことを活用して解決策を考える学び
- (3) 他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- (1) 一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- (2) 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- (3) 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意すること。
- (4) 教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。